

## 安中市議会議員政治倫理条例（逐条解説）

### （目的）

第1条 この条例は、安中市議会議員（以下「議員」という。）が市民全体の代表者として人格と倫理の向上に努め、その権限又は地位による影響力を不正に行使して自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、市政に対する市民の信頼に応えるとともに、議会の公正性及び透明性を確保し、民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

#### 【第1条解説】

議員の政治倫理について、その基本事項を定めることにより、議員は、人格と倫理の向上に努め、影響力を不正に行使して、自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な事項を定めることにより、政治倫理の確立を図り、民主的な市政の発展に寄与することを本条例の目的としています。

※「市民」とは、選挙権の有無にかかわらず、安中市内に在住する者、在勤する者、在学する者等のことをいいます。

### （議員の責務）

第2条 議員は、市政に関わる権能と責務を深く認識し、法令（条例を含む。）を遵守するとともに、自ら研鑽を積み、資質を高め、品位を保ち、その使命の達成に努めなければならない。

2 議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑又は不信を招いた場合は、自らの責任において事実関係を明らかにしなければならない。

#### 【第2条解説】

議員の責務として、法令（条例を含む。）を遵守するとともに、自ら資質を高め、品位を保ち、その使命の達成に努めるとともに、政治倫理に反する事実があるとの疑惑又は不信を招いた場合は、議員自らの責任において事実関係を明らかにしなければならないことを規定しています。

### （市民の責務）

第3条 市民は、市政の主権者として公共の利益を実現する自覚を持ち、議員に対し、その権限又は地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。

#### 【第3条解説】

市政の主権者たる市民の責務として、公共の利益を実現する自覚を持ち、議員の権限又は地位による影響力の利用を目的とする不正な要求をしないよう規定しています。

※「市民」とは、選挙権の有無にかかわらず、安中市内に在住する者、在勤する者、在学する者等のことをいいます。

(政治倫理基準)

第4条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

- (1) 市民全体の代表者として、名誉と品位を損なうような一切の行為を慎み、その職務に関して不正の疑惑又は不信を招くおそれのある行為をしないこと。
- (2) 議員の地位を利用した金品の授受をしないこと。
- (3) 市が行う許可、認可等の処分（指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）の指定を含む。）又は補助金等の交付の決定に関し、特定の者が有利になるような働きかけをしないこと。
- (4) 市（市が資本金、出資金その他これらに準ずるものを出資している法人を含む。）が行う工事の請負契約、業務の委託契約若しくは物品の購入契約の締結又は指定管理者の指定に関し、特定の者のために推薦、紹介その他の有利な取り計らいをしないこと。
- (5) 市の職員の採用、昇任、その他の人事異動に関し、不当に関与しないこと。
- (6) 市の職員の公正な職務の遂行を妨げ、又はその権限を不正に行使させるための働きかけをしないこと。
- (7) 市から補助金等を受けている法人等であって、営利を目的とするものの代表に就任しないこと。
- (8) 議員としての発言又は情報の発信は、明白な事実に基づいて行うこととし、虚偽の事実を摘示することによって他人の名誉を毀損する行為をしないこと。

**【第4条解説】**

政治倫理基準とは、議員が遵守すべき行為規範であり、その職責に反する次に掲げる具体的な行為を禁止しています。

- (1) 市民からの信託を受けた者として、議員の品位や名誉を損なう行為の禁止  
※「市民」とは、選挙権の有無にかかわらず、安中市内に在住する者、在勤する者、在学する者等のことをいいます。
- (2) 議員の地位を利用しての金品の授受の禁止
- (3) 市が行う許可、認可等（指定管理者の指定を含む。）の処分又は補助金等の交付の決定に関して特定の者が有利になるような働きかけの禁止  
※「特定の者」とは、特定の自然人及び法人のことをいいます。
- (4) 市（市が資本金、出資金等を出資している法人を含む。）が行う工事の請負契約、業務の委託契約若しくは物品の購入契約の締結又は指定管理者の指定に関し、特定の業者が有利になるような推薦、紹介その他の有利な取り計らいの禁止
- (5) 市の職員の採用、昇任、その他の人事異動に関して、議員の地位による影響力の不当な行使の禁止  
※「職員」とは、正規職員のみならず、嘱託職員及び臨時職員も含む。
- (6) 市の職員の公正な職務の遂行を妨げ、市の職員が持つ権限を不正に行使するように働きかける行為の禁止  
※「職員」とは、正規職員のみならず、嘱託職員及び臨時職員も含む。
- (7) 市から活動及び運営に対する補助又は助成を受けている営利を目的とする法人等の代表に就任する行為の禁止
- (8) 議員としての発言又は情報の発信は、明白な事実に基づいて行い、虚偽の事実をあたかも真実であるかのように摘示することによって他人の名誉を毀損する行為の禁止

(請負契約の辞退及び指定管理者の指定に関する遵守事項)

第5条 次に掲げる企業は、法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市民の疑惑を招かないために市との請負契約の締結及び指定管理者の指定の申請を辞退するよう努めなければならない。

- (1) 議員の配偶者又は2親等内の親族が代表者となっている企業
- (2) 議員が役員となっており、又は実質的に経営に携わっている企業
- (3) 議員が資本金、出資金その他これに準ずるものの3分の1以上を出資している企業
- (4) 議員が年額60万円以上の報酬(顧問料その他の名目を問わない。)を受領している企業

**【第5条解説】**

地方自治法第92条の2では、議員本人の兼業禁止を規定していますが、本規定では議員の配偶者や2親等以内の親族が経営する企業などでも、実質的に議員がその企業の経営に関与している場合は、地方自治法第92条の2の趣旨を尊重し、市民の疑惑を招かないために、当該企業が市との請負契約の締結及び指定管理者の指定の申請を辞退するよう努める旨を規定しています。

地方自治法(抜粋)

第92条の2 普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができない。

(審査の請求)

第6条 市民(法第18条に規定する選挙権を有する者であって、議員を除くものをいう。以下この条において同じ。)又は議員は、議員が第4条に規定する政治倫理基準(以下「市政治倫理基準」という。)に違反する行為をした疑いがあると認められるときは、当該行為を証する資料等に次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定める数の連署を添えて、議長に対し当該行為の存否の審査を請求することができる。

- (1) 市民が審査を請求する場合 市民の総数の100分の1以上
- (2) 議員が審査を請求する場合 議員の総数の4分の1以上

**【第6条解説】**

市政治倫理基準に違反する行為の疑いがあった場合は、選挙権を有する市民(議員を除く。)と議員は、議長に対して審査を請求することができる旨を規定しています。

※「選挙権を有する市民」とは、地方自治法第18条の規定により日本国民たる年齢満18年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有し、その属する普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者のことをいいます。

審査の請求は、市民においては有権者の100分の1以上の数の連署、議員においては定数の4分の1以上の数の連署に行為の証拠に関する資料を添えて行います。

地方自治法(抜粋)

第18条 日本国民たる年齢満18年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有するものは、別に法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。

(審査会の設置)

- 第7条 議長は、前条の規定による審査の請求（以下「審査請求」という。）があったときは、議会運営委員会（安中市議会委員会条例（平成18年安中市条例第215号）第4条第1項の規定により設置する議会運営委員会をいう。）に諮り、当該議会運営委員会が必要と認めるときは、議会に安中市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、審査請求に係る事案の審査を求めなければならない。
- 2 審査会の委員（以下「委員」という。）は、8人以内とし、議長が指名する。ただし、審査請求の対象となる議員及び審査請求に係る事案に関係する議員並びに審査請求をした議員は、委員になることができない。
  - 3 審査会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。
  - 4 委員は、公平かつ普遍的な立場で、その職務を遂行しなければならない。
  - 5 委員の任期は、審査請求に係る事案の審査が終了し、議長に当該審査の結果を報告をするまでの間とする。ただし、委員が議員の資格を失ったときは、議員の資格を失った時までとする。
  - 6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
  - 7 審査会は、第1項の規定により議長から審査を求められたときは、審査請求の内容の適否又は政治倫理基準に違反する行為の存否について審査を行うことができる。

【第7条解説】

議長は、第6条の規定による審査請求があった場合は、議会運営委員会に諮り、当該議会運営委員会が必要と認めるときは、安中市議会議員政治倫理審査会を設置する旨を規定し、当該審査会の組織、審査会の委員の職務等に規定しています。

審査会の委員は、議長が議員の中から8人以内を指名します。

委員の構成の8人については、基本的には議会運営委員会の委員をもって充てること想定していますが、審査請求の対象となる議員及び審査請求に係る事案に関係する議員並びに審査請求をした議員は、委員となることができません。

※第1項に規定する安中市議会議員政治倫理審査会は、議員のみで構成されており、委員に対する報酬も発生しないため、あくまで議会内部の諮問機関としての位置付けであり、地方自治法第138条の4第3項に規定する執行機関の附属機関としての位置付けではありません。

地方自治法（抜粋）

第138条の4 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

(審査会の会議)

- 第8条 審査会の会議（以下この条及び次条において「会議」という。）は、委員長が招集する。
- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
  - 3 会議の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
  - 4 会議は、公開するものとする。ただし、会議に出席した委員の3分の2以上の同意により非公開とすることができる。

**【第8条解説】**

審査会の会議についての規定であって、次の内容について規定しています。

- (1) 会議を委員長が招集する旨  
審査会の会議を招集する者は、委員長とします。
- (2) 会議の開催要件  
審査会の会議は、委員の半数が出席しなければ開催することができません。
- (3) 会議の議事の議決方法  
審査会の会議の議事は、会議に出席した委員の過半数で決することとし、可否同数の場合は、委員長の決するところによります。
- (4) 会議を原則的に公開する旨  
審査会の会議は、原則として公開とします。ただし、個人情報に関わる事案の非公開が望ましいと判断する場合は、会議に出席した委員の3分の2以上の同意を条件として、非公開とすることができることを規定しています。

(審査会の審査)

第9条 審査会は、審査請求に係る審査を行うに当たり、審査対象議員その他の関係者（以下「審査対象議員等」という。）に対し、事情の聴取、資料の請求等の必要な行為を行うことができる。

**【第9条解説】**

審査会は、審査請求の対象となっている議員等その他の関係者（審査請求の事案に関係する市民等を想定）に対し、事情の聴取、資料の請求等の必要な調査を行うことができることを規定しています。

(審査対象議員等の義務等)

第10条 審査対象議員等は、審査会から資料の提出又は会議への出席を求められたときは、これに応じなければならない。

2 審査対象議員は審査会に対し口頭又は文書により弁明することができ、審査対象議員等のうち、審査対象議員を除く者は審査会に対し口頭又は文書により意見を述べるることができる。

**【第10条解説】**

審査請求の対象となっている議員その他の関係者は、審査会から資料の提出又は会議への出席を求められたときは、これを拒むことなく、審査請求に係る事案の解明のために協力する義務があることを規定しています。

また、審査の対象となった議員は審査会に出席し、自らの疑惑に関して口頭又は文書により弁明することができ、審査の対象となった議員以外の関係者は口頭又は文書により意見を述べる旨を規定しています。

(審査結果の報告)

第11条 審査会は、議長が審査請求を受けた日から90日以内に、付託された審査を終え、議長に対して該当審査の結果を文書で報告しなければならない。

2 議長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに当該報告に係る文書の写しを審査請求をした者及び審査対象議員に送付するとともに、当該報告の概要を市民に公表するものとする。

**【第11条解説】**

審査会は、議長が審査請求を受けた日から90日以内に審査を終えることとし、議長は、審査会による審査の結果の報告を受けたときは、速やかに当該審査請求をした者及び審査対象議員に当該報告に係る文書の写しを送付するとともに当該報告の概要を市民に公表することを規定しています。

※「市民」とは、選挙権の有無にかかわらず、安中市内に在住する者、在勤する者、在学する者等のことをいいます。

(審査結果に対する措置)

第12条 議長は、審査会から報告を受けた事項を尊重し、審査対象議員が市政治倫理基準に違反したと認められるときは、市民の信頼を回復するために必要な措置を講ずるものとする。

**【第12条解説】**

審査結果に対する措置について規定しており、審査会からの報告によって審査対象議員が市政治倫理基準に違反したと認められる場合に議長が必要な措置を講ずることとします。必要な措置の具体的な内容は、違反の程度によって異なりますが、各種委員の辞任、議会役職の辞退、議員辞職等の勧告等が考えられます。

※「市民」とは、選挙権の有無にかかわらず、安中市内に在住する者、在勤する者、在学する者等のことをいいます。

(議長の職務の代行)

第13条 議長が審査対象議員等に含まれる場合は副議長が、議長及び副議長がともに審査対象議員に含まれる場合は審査対象議員等を除いた議員のうち最年長の議員が議長に代わってその職務を行う。

**【第13条解説】**

議長及び副議長が審査請求の対象になった場合の議長の職務の代行について規定しています。議長が審査請求の対象になった場合は副議長が、議長及び副議長がともに審査請求の対象になった場合は、議長及び副議長を除いた議員のうちの年長の議員が議長の職務を代行します。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**【第14条解説】**

この条例の施行に関し必要な事項は、議会規則において定めることができる旨を規定しています。

附 則

この条例は、平成31年5月1日から施行する。